

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 309 回

平成 29 年もういよいよ第一次節目の時である 4 月を迎えました。円高・株安 (3 月 31 日は日経 153 円安、19,000 円を割りました) のとき。そして「3 月決算期」と業績が表面化するとき。政争決着のとき。トランプ大統領の政治能力が明らかになるとき。などなど、いろいろなことが表面化してきます。

さて、為替株価の昨年との比較ですが

為替		株価	始値	終値
今年	111 円 85 銭 (TTS)	今年	19,063 円	18,968.78 円
昨年	113 円 68 銭 (TTS)	昨年	16,997.14 円	16,758.67 円

と、なっています。今年はまだいい方と取るべきでしょうか・・・それとも!?

ところで、次の節目 8 月～9 月に向けて、皆様は自社目標をいかにたてられ、いかなるアクションプランを作り、そして実行されるのでしょうか？自社の事業・市場・お得意先は常に変化します。成功していたビジネスモデルさえも技術革新・規制改革などにより陳腐化し、変化していきます。

いわゆるビジネスモデル (○儲ける仕組み、○差別化の特長 (顧客に対しいかに魅力を訴えるか)、○事業領域、○産業における役割 (重要な点です)、○オペレーション構造 (たとえばトヨタの発明したカンバン方式) などなど) すなわち事業活動の構造を環境変化に合わせ、変えていくことが重要です。そのためには、国家政策・海外環境の変化等をしっかりみつめることです。また、人不足や政府の働き方改革法案が施工される今日、いかに上手に従業員の方に働いてもらうか、を考えることも大変重要です。

前田会計でお手伝いできること。例えば補助金対策、諸情報入手等もありますので、お声がけください。

前田の《今人生を語る》第 214 回
めざめよ日本人 (136)

世界中が自国の「利害・均衡・調整」で動く時代です。ひるがえって、わが国の中も様々な団体の利害で動いています。われわれ日本人がかつてなく「自立」の気概を高め、「自力」を画期的に充実させていくことが、「平和な今」を維持するためには必須である、と思います。メディアや様々な団体の大きな声に迷わされないよう、心して日々過ごすことが大切ですね。

非上場株式の評価方法のひとつ「類似業種比準方式」において、評価対象の会社のその類似業種における

- ・ 1 株当りの配当金額
- ・ 利益金額
- ・ 簿価純資産価額

この 3 つの要素と類似業種の株価を基に、その評価会社の株式の評価額を算定します。

評価におきましては、その会社の規模に応じて「大会社」、「中会社」、「小会社」に区分され、採用できる評価方法が定められています。

大・中・小会社の判定は、従業員数・簿価総資産価額・取引金額を基に行います。

今回の見直しにより

大会社の判定基準として

- ・ 従業員数 : 「100 人以上」 ⇒ 「70 人以上」に引き下げられます

この改正により、大会社に該当しやすくなり、類似業種方式をとりやすくなります。※ただし、大会社の判定基準の簿価総資産価額につきましては、小売・サービス業等において、「10 億円以上」だった基準が「15 億円以上」となり、判定基準が上がっています。

●「大会社」の判定基準 (評基通 (案) 178) ※下線が改正点です。

規模区分	区分の内容		総資産価額 (帳簿価額によって計算した金額) 及び従業員数	直前期末以前 1 年間における取引金額
大会社	従業員数が 70 人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20 億円以上 (従業員数が <u>35 人</u> 以下の会社を除く)	<u>30 億円</u> 以上
		小売・サービス業	<u>15 億円</u> 以上 (従業員数が <u>35 人</u> 以下の会社を除く)	20 億円 以上
		上記業種以外	<u>15 億円</u> 以上 (従業員数が <u>35 人</u> 以下の会社を除く)	<u>15 億円</u> 以上

●「L の割合」の値が 0.90 となる判定基準 (評基通 (案) 179 (2))

卸売業	小売・サービス業	左記業種以外	割合
<u>4 億円</u> 以上 (従業員数が <u>35 人</u> 以下の会社を除く)	<u>5 億円</u> 以上 (従業員数が <u>35 人</u> 以下の会社を除く)	<u>5 億円</u> 以上 (従業員数が <u>35 人</u> 以下の会社を除く)	0.90

●直前期末以前 1 年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	左記業種以外	割合
<u>7 億円</u> 以上 <u>30 億円</u> 未満	<u>5 億円</u> 以上 <u>20 億円</u> 未満	<u>4 億円</u> 以上 <u>15 億円</u> 未満	0.90

また、中会社においても、評価方式に際しての「L の割合」といわれる値の判定基準が、上記の表のように見直されています。

これらの改正により、自社株の評価において影響の出る会社が出てきますので、詳細は当事務所スタッフまでご確認ください。